病に係る療養の開始後三年を経過する日の属する月の末日までの期間）、障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金、遺族年金又は傷病年金に係る特別保険料については十三年（療養の開始後三年を経過していない者に傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金が支給されることとなった場合には、当該傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金が支給されることとなった日から当該療養の開始後十六年を経過する日の属する月の末日までの期間）、介護補償給付、複数事業労働者介護給付又は介護給付に係る特別保険料については当該介護補償給付に係る障害補償年金若しくは傷病補償年金、当該複数事業労働者介護給付に係る複数事業労働者障害年金若しくは複数事業労働者傷病年金又は当該介護給付に係る障害年金若しくは傷病年金に係る特別保険料の徴収期間、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者葬祭給付、障害一時金、遺族一時金又は葬祭給付に係る特別保険料については当該保険給付が行われることとなつた日の属する保険年度の末日までとする。

2　有期事業に係る整備法第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間は、同法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行われることとなつた日以後の当該事業の期間とする。

（特別保険料の徴収方法）

第九条　徴収法施行規則第二十四条から第三十条まで、第三十二条から第三十四条まで及び第三十六条から第三十八条まで（同条第二項第一号を除く。）の規定は、整備法第十九条の特別保険料について準用する。この場合において、徴収法施行規則第二十七条及び第二十八条中「保険関係が成立した」とあるのは「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた」と、「保険関係成立の日」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日」と、徴収法施行規則第二十八条第一項中「全期間」とあるのは「整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後の期間（事業の終了する日前に失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号。以下「整備省令」という。）第八条の期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と、徴収法施行規則第三十二条中「第二十七条から前条まで」とあるのは「第二十七条から第三十条まで」と、「法第十五条から法第十七条まで」とあるのは「法第十五条及び第十六条」と、「その事業の期間」とあるのは「整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後のその事業の期間（事業の終了する日前に整備省令第八条の期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と読み替えるものとする。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第八条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号（第二面）中「すべて」を「全て」に改め、「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者休業給付」を加える。

病補償年金、障害年金、遺族年金又は傷病年金に係る特別保険料については十三年（療養の開始後三年を経過していない者に傷病補償年金又は傷病年金が支給されることとなつた場合には、当該傷病補償年金又は傷病年金が支給されることとなつた日から当該療養の開始後十六年を経過する日の属する月の末日までの期間）、介護補償給付又は介護給付に係る特別保険料については当該介護補償給付に係る障害補償年金若しくは傷病補償年金、当該介護給付に係る障害年金若しくは傷病年金に係る特別保険料の徴収期間、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、障害一時金、遺族一時金又は葬祭給付に係る特別保険料については当該保険給付が行われることとなつた日の属する保険年度の末日までとする。

2　有期事業に係る整備法第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間は、同法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行われることとなつた日以後の当該事業の期間とする。

（特別保険料の徴収方法）

第九条　徴収法施行規則第二十四条から第三十条まで、第三十二条から第三十四条まで及び第三十六条から第三十八条まで（同条第二項第一号を除く。）の規定は、整備法第十九条の特別保険料について準用する。この場合において、徴収法施行規則第二十七条及び第二十八条中「保険関係が成立した」とあるのは「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた」と、「保険関係成立の日」とあるのは「当該保険給付が行なわれることとなつた日」と、徴収法施行規則第二十八条第一項中「全期間」とあるのは「整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後の期間（事業の終了する日前に失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号。以下「整備省令」という。）第八条の期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と、徴収法施行規則第三十二条中「第二十七条から前条まで」とあるのは「法第十五条から法第十七条まで」と、「法第十五条及び第十六条」と、「その事業の期間」とあるのは「整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた日以後のその事業の期間（事業の終了する日前に整備省令第八条の期間が経過するときは、その経過する日の前日までの期間）」と読み替えるものとする。